

○国土交通省告示第百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和五年二月二十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道192号改築工事（徳島南環状道路・徳島県徳島市国府町延命字井ノ神地内から同市一宮町東丁地内まで及び同市上八万町下中筋地内）並びにこれに伴う市道付替工事及び一級河川改修工事

第3 起業地

1 収用の部分 徳島県徳島市国府町延命字井ノ神、一宮町僧津山及び一宮町東丁並びに上八万町下中筋地内

徳島県徳島市国府町延命字井ノ神地先河川敷地並びに一宮町僧津山地先河川敷地及び一宮町東丁地先河川敷地

2 使用の部分 徳島県徳島市国府町延命字井ノ神、一宮町東丁並びに上八万町下中筋地内

徳島県徳島市国府町延命字井ノ神地先河川敷地並びに一宮町僧津山地先河川敷地及び一宮町東丁地先河川敷地

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道192号改築工事（徳島南環状道路）並びにこれに伴う市道付替工事及び一級河川改修工事」（以下「本件事業」という。）は、徳島県徳島市国府町観音寺地内から同市八万町大野地内までの延長9.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う市道付替工事及び一級河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道192号改築工事（徳島南環状道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事

は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により阻害される一級河川の従来機能を維持するための改修工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本体事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、また、関連事業について、起業者である国土交通大臣は、その施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道192号（以下「本路線」という。）は、愛媛県西条市を起点とし、徳島県徳島市に至る延長約142kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する徳島市は、キャベツ、かんしょ及びトマト等の農業が盛んであり、これらの農産物は、トラックによる輸送で主に本路線等を利用して徳島市中央卸売市場へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線、一般国道11号及び一般国道55号（以下「現道」という。）は、これら主要国道3路線が徳島市役所等の各種官公署、販売店、事業所、工場及び住居等が集中する徳島市の中心市街地に存していることから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、徳島市八百屋町地内で30,062台/日であり、混雑度は2.60となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である徳島県知事が、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（昭和53年建設事務次官通達）に基づき、昭和59年11月に大気汚染、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和4年8月等に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているシジミガムシ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ類、スジシマドジョウ中型種等、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているマメダオシ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているタキミシダ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているエビガラシダ等、準絶滅危惧として掲載されているマツバラシ、タコノアシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、スナヤツメ類等については生息環境への影響等が考えられることから、事業計画の変更による生息環境の保全を実施することとしている。スジシマドジョウ中型種等については工事の実施に伴い生息環境への影響が考えられることから、水量が低下する渇水期に橋脚工事を実施することとしている。タコノアシ等については、生育地の消失が考えられることから、移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が17か所存在するが、徳島県教育委員会との協議の結果、このうち3か所については発掘調査の必要がないことが確認され、8か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る6か所についても同委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和60年12月6日に都市計画決定され、平成16年12月10日に変更決定された都市計画と、のり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる国道192号吉野川市・徳島市間整備促進期成同盟会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県徳島市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地
徳島県徳島市上八万町下中筋地内